

補聴器購入助成事業 助成金請求までの流れ (補聴器販売事業所様用)

十日町市福祉課高齢者支援係

○助成金請求までの流れ

【1】申請者から医師が作成した補聴器購入意見書（様式第2号）を受け取り、意見書に基づき、適正な補聴器を選定の上、見積書を作成し申請者へ発行する。



【2】申請者より難聴者補聴器購入費助成決定通知書（様式第3号）の写し及び難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第5号）を受け取る。
※請求書の最下部の「請求及び受領委任状」と記載の欄に必要事項が記載してあるか確認する。記載がない場合は申請者から記載してもらう。



【3】補聴器販売額（見積額）から助成決定通知書（様式第3号）に記載の助成額を差し引いた額で申請者へ補聴器を販売する。



【4】難聴者補聴器購入費助成請求書（様式第3号）に請求金額（助成決定通知書（様式第3号）の助成額と同額）と販売年月日、振込先を記載し、助成決定通知書の写しと併せて市福祉課高齢者支援係（⑧窓口）に提出する。
※販売年月日、販売額を確認（証明）できる書類の写しを併せてご提出をお願いします。



【5】市から助成金の交付を受ける。
※難聴者補聴器購入助成請求書（様式第3号）を市にご提出いただいてから指定口座への助成金のお振込みまでは2週間程度かかります。